

発行責任者 井口 雅文

発行 S & I International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand [地図](#)

E-Mail : iguchi@loxinfo.co.th

S&IWebsite: <http://www.s-i-asia.com>

(取材編集協力)有限会社 S&IJAPAN

〒150-0001 渋谷区神宮前4-16-8 大場ビル2階

TEL: 03-3402-0013、FAX: 03-3402-0014 [地図](#)

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp (担当: 矢守章子・井口文絵)

<http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm>

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

～事務所より～

(ホームページ更新のお知らせ)

編集者の出張のため、発行が遅れましたことお詫び致します。

弊社ホームページを7月25日付けで更新しました。

(PCTへのタイ加盟のQ&A)

タイ政府は2009年12月24日にPCT加盟し、これ以降のPCT出願については、タイへの国内移行が可能となりました。タイのPCT出願取り扱いについてのQ&Aを弊社ホームページにアップしました。また、PCT加盟に伴う規則改正案が公告されましたので、その英文和文を会員ページにアップしております。

http://www.s-i-asia.com/web_japan/intellectual_thailand_jp.php#18

(PCT国内移行手続きについて)ホームページにもアップしました。

タイ移行手続きの可能なPCT出願は2009年12月24日以降のPCT出願です。

必要書類及び情報:

(1) 必要書類:

- ・ 出願願書(PI/PPI/0001-A(PCT)フォーム)→出願願書は弊社にて作成し、また出願願書の署名欄は弊社にて署名致します。
- ・ タイ語翻訳明細書

- ・ 委任状→記載内容は、今まで貴所宛にお送りしていた委任状フォームと同様で、出願人代表権者により署名後、公証手続きが必要です。
- ・ **譲渡証(出願人名が異なる場合に必要)**。公証手続きは必要ございません)→フォームは、出願人情報について貴所からご連絡頂いた後、弊所にてフォームを作成し貴所に送付致します。

尚、優先権証明書の提出の必要はございません。

(2) 出願期限:

上記のすべての書類は最初の出願日から 30 ヶ月以内に提出されなければなりません。尚、明細書については、弊所で上記の期限までにタイ語への翻訳作業を行いますので、**上記の締切日の遅くとも 2-3 ヶ月前には弊所まで明細書をご送付下さい。**

(タイでのPCT国内移行出願の譲渡証提出について)

多くのクライアントから質問を受けましたので、以下、弊所見解を纏めました。ご参考までに。タイ政府知的財産局の発表(2010年7月時点)では、PCT国内段階での譲渡証提出は不要という見解です。

現行の非PCT出願では、譲渡証提出が必要です。これは特許法第10条(特許出願の権利の譲渡は書面によるとだけ規定されています)と、それに基づく審査便覧(審査官の審査対象物に、譲渡証が入る)によるものと理解されております。

しかしながら、今回、PCT国内移行出願の譲渡証提出不要という政府見解となり、PCT国内段階の出願と、非PCT出願とは、違った運用となります。その点、ご注意ください。そこで、弊所としては、PCT国内移行出願については、上記政府見解とは若干異なりますが、譲渡証が確実に必要な場合(例えば、PCT出願時の出願人と国内移行時の出願人が異なる場合)には、提出が必要(恐らく未提出であれば、審査官から指令が来るものと思われます)であると理解し、クライアントの皆様にお伝えしております。恐らく他の法律事務所との間に、この点において見解が若干分かれる可能性がありますことをご了承ください。

現時点でのタイ政府が受理したPCT国内移行出願は無く、しばらくこのような状態(統一した運用がなされるまで時間がかかるものと思われます)が続くものと予想されます。この点をご理解戴き、PCT国内移行出願の準備をお願い申し上げます。

～編集者より～

先日、酷暑の日本出張から戻って来た。今回の出張は、「如何にタイへの商標出願手続きに困難を伴うか」を、理解してもらうことが目的であった。WTOに加盟し、パリ条約に加盟しているものの、商標実務における標準や基準のようなものは全くない。東南アジアの各国がバラバラで制度を運用しているのが現実である。その中で、タイの商標審査は東南アジアの中で、実に特異だと思われる点が、識別性の審査、指定商品の限定、そして課金制度である。

まずは、識別性の審査である。審査基準が実に不安定であり、登録官同士のバラツキが非常に大きい。また、識別性の判断において、とにかく想像以上に商標に使われる語を曲解し、拒絶査定となる。他の東南アジアでは見られない異様な審査であると断じたい。次に指定商品の指定である。実に細かく指定しなければ審査は通らない。これも他国では見られない。表向きニース国際分類に従っていると公言しているが、内情は全く違っている。そして、最後は課金制度である。世界の極少数の国が採用しているのだが、指定商品毎の課金である。区分毎の課金ではない。この制度が影響して指定商品を細かく指定する「風習」が生まれたものと思われる。沢山指定商品を指定してくれるとタイ政府への増収を期待できるからであろう。

現在、出願件数が毎年3.5万件程度、登録件数が毎年2.2万件である。これを登録官20名で処理している。各グループの4人から5人の体制だが、そのグループ内での基準も定かではない。同じ出願の担当が同じグループ内ですら、違った登録官が処理して全く違う理由で拒絶されるという事態が発生している。審査基準そのものは、商標審査便覧が存在し、公表されている。しかしながら、審判結果や裁判結果が審査基準に反映されているものとはとても思えない。従って、出願人の選択肢は、拒絶に不服の場合には、審判そして提訴となるか、あるいは、再出願をして他の登録官に取り扱われることを待つのみである。

今回の出張で同じ質問を何度も受けた「東南アジア各国で商標出願を取り扱ってみて、井口さんはどこの国が難しいと感じますか。」即答で、「タイです。」と、回答している。他の国は、結構納得できる審査結果となり、一様なものを感じることができるからだ。

日本企業は東南アジアでの拠点作りを急拡大させている中で、商標をビジネスで取り扱う機会が非常に増えていると感じている。その中で、タイだけが特殊であるというのは、ビジネスに支障が出てきているのではないか。例えばタイでの生産拠点を作り、その製品をタイだけではなく、インドネシアやマレーシアで販売する場合を想定すると、直ぐに私の主張している「困難性」が理解できるだろう。昨今の日本政府は、特許ばかりを取り上げているが、もっともっと現場のビジネスは、特許よりも意匠や商標を取り扱うことが多い。是非とも商標や意匠に着目した施策を東南アジア向けに打てないものなのだろうか。真摯に検討して戴きたいものだ。

～シンガポールのビデオ配給会社がベトナムに事業展開しカンボジアにも拡大の予定～
シンガポールのビデオ配給会社である InnoForm Media は 2008 年 12 月にベトナムのホーチミンシティにオフィスを設置し、ワーナーブラザーズから独占販売権を手に入れた。今年初めにはフォックスとディズニーの作品も製造ラインに加わった。しかしベトナムでのビジネスは簡単なものではなかった。主な問題は海賊版商品である。ベトナムでは当時「なぜ正規品 DVD を買う必要があるんだ、1US\$で海賊版が買えるのに。」と言われていた。しかし正規品の値段を高く設定しないことで、海賊版との値段の差があまりなくなり、なぜ正規品を買う必要があるのか、とは言われなくなるだろう、と同社のチーフオペレーションオフィサーである Angeline Ang 氏は話す。シンガポールで 15シンガポール\$するDVDがベトナムでは3US\$で販売されている。同社はカンボジアにも事業拡大を計画しており、そのためにはカンボジアで正しいパートナーを探す必要があると話している。(2010年6月16日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールに Bayer Material Science 社がリサーチセンターを開設～

Bayer Material Science 社は拠点であるドイツ国外では初となる Functional Film リサーチセンターを Pasir Panjang 地区にオープンした。携帯電話などの電子機器に用いられるコーティングを施したハイテクフィルムとナノテクノロジーの研究に焦点を当てた 1,200 万シンガポールドルのファシリティーを持つ。この種のフィルムは最終的には主に日本、韓国、台湾の市場で販売される商品に用いられるが、巨大なバイエルグループのビジネスユニットの 3 本の指に入る Bayer Material Science 社は、シンガポールにショップを出すことを選んだ。同社がシンガポールを選んだ理由はこの国がビジネスをする上での中立国としての位置付けに成功したことにあると、昨日のオープニングセレモニーで同社の Patrick Thomas ダイレクターは述べた。同氏は、シンガポールは才能と知財の面でも優れていると付け加えている。このセンターでは研究者 30 名を雇用している。

(2010 年 6 月 23 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～シンガポールで韓国の時計メーカーがスイスメーカーの商標を侵害したとの判決～

韓国の時計メーカー Romanson はシンガポールで時計と宝飾品の販売に商標「J.Estina」の使用を試みていたが、スイスの老舗時計販売会社 Festina Lotus の商標「Festina」と類似しているとの判断が下された。シンガポールの高等裁判所は昨日、韓国メーカーがスイスのメーカーの商標を侵害したと判決し、下級裁判所が韓国メーカーの商標使用を認めた判決を覆した。両社の争いは 2005 年 12 月に Romanson がシンガポールでこの商標の出願を行った時から始まった。シンガポールで同商品は販売開始されていなかった。これに対し Festina Lotus は観念が類似しているとして異議を申し立てたが、2 月に下級審で敗訴していた。上訴審において Festina Lotus 側は双方の商標とも外国語の名称と王族からヒントを得た図形から構成されており類似していると主張していた。Romanson 側は Romanson 社の商標は王族の印象を伝える王冠のシンボルを有しているが、Festina Lotus 社の商標は紋章が要部であると主張していた。判決では外観は非類似であるが、観念と称呼は類似であるとして双方の商標が類似していると判断された。

(2010 年 7 月 22 日、シンガポールストレイトタイムズ)

～タイで有害物質を含み、健康に深刻な被害を与える可能性がある偽造魚醤を押収～

タイ中央捜査局の経済捜査犯罪部門では、今年早々に押収した何ダースもの偽造魚醤を展示している。警察や保健機関当局は、栄養に欠けたものがあり、消費者の健康を害する物質が含まれる可能性があることを発見した。良質な“魚醤”製品とは味を良くするだけでなく、魚プロテイン、カルシウムやヨードといった有用な栄養素で栄養価を増すものである。魚醤は普通発酵させた魚と塩から作られるが、保健機関当局や警察は、適切に魚醤を製造せず消費者の健康を害する製品を販売している生産者がいることを発見した。「本物の中から偽物の魚醤を特定することは難しい。消費者は色、味、におい、ボトルのラベルをチェックするだけで偽造品かどうか判断できない。」と FDA(食品薬品局)の局長の Pipat Yingseree 氏は言う。研究所のテストだけが偽造魚醤を判断する方法である。2000 年に、保健省は魚醤についての基準を発表し、魚醤を 3 つのカテゴリーに分けている。そのカテゴリーとは、魚の発酵や消化により作られた真正の魚醤、他の動物であるが類似した発酵方法を用いた魚醤、そして魚あるいは他の動物から作った魚醤に無害の添加物を混合させたものである。窒素は魚醤を真正かどうか判断するのに用いられている重要な指

標であり、窒素含有率が標準の30パーセントであれば、政府のガイドラインの下「偽造食品」として認められる。「偽造魚醤のテストで、食品防腐剤として使用している安息香酸のような有害物質が過度に含まれていることが明らかになった。」とピパット医師は言う。またそれは「肝臓や腎臓に長期間ダメージをおこす」とつけ加えている。最近保健省と警察はシンブリー県の Boontheung 工場で製造された偽造魚醤を数箱押収した。「押収された偽造魚醤の保存料のレベルは、1,000mg/kg の安全レベルより4倍高かった。」と保健省大臣 Jurin Laksanawisit 氏は先週発言した。「押収された魚醤はまさに魚醤のような色素が混ぜられている塩水に過ぎない。我々は、消費者の健康にひどい影響を与え、腎臓病を引き起こす可能性がある危険な保存料レベルであることを見出した。」と保健省は指摘した。機械、ラベル、また何ダースもの偽造魚醤のボトル、全部でおおよそ 700 万パーツ相当及び未確認の白い粉の袋が押収され、さらなる検査のために研究所に送られた。その魚醤は1瓶あたり15パーツ、卸値では2パーツで売られていた。「消費者は、価格が低いというだけで、その商品への購入意欲を起こすべきでない。」と Jurin 氏は発言した。オーナーが FDA の許可なしで食品を生産した容疑を受けている間、工場は閉鎖された。有罪になった場合にオーナーに課せられる可能性がある罰則は3年以下の懲役、3万パーツ以下の罰金、又はその両方で、さらに保健省の良品製造実務(Good Manufacturing Practices)を遵守しなかったために、1万パーツの罰金が増えられる。

(2010年6月5日、バンコクポスト)

～タイの Siam GS Battery Co.がアセアンとオセアニアの子会社向けの地域研究開発センターを設立予定～

Siam GS Battery Co.の Vichit Buasuri マネージングダイレクターは同社が来年タイにアセアンとオセアニアの子会社向けの地域研究開発センターを設立すると発表した。同社はタイと日本のジョイントベンチャーメーカーであるが、最近両国の役員が会談し、タイが設備面で最高の場所であると合意した。Vichit Buasuri 氏はタイ製の GS バッテリーの品質が最も優れていることと、タイが地域一自動車産業ハブであるという二つの利点を上げている。GS バッテリーはインドネシア、ベトナム及びオーストラリアの子会社でも製造されている。現在計画中の研究開発センターは2億パーツほどの費用がかかるものと見られ、サムットプラカーン県の Bang Poo 地区にある Siam GS Battery Co.の敷地内に設置される予定で、来年からのオペレーション始動を目指している。

(2010年6月23日、バンコクポスト)

～タイでは医療費全体に医薬品代が占める割合は42.8%と先進国より高い～

最近発表されたタイの医療問題に関する報告によれば、2008年にタイ人が医薬品に支払った額は1,863億パーツと医療費全体の42.8%に上り、この割合は米国、カナダ、日本、英国、フランス及びオーストラリアなどの先進国よりも高いものとなっている。2006年からタイでは医療費削減の短期的な解決策として強制実施権を行使している。この政策は特許薬について値段の安いジェネリック医薬品の製造を認めるもので、大手製薬会社を苦しめている。タイ政府は最近エイズ治療薬 Efavirenz と第二選択薬の Lopinavir/Ritonavir について強制実施権行使期間を延長するとしており、これは TRIPS 協定に基づくものであるが特許権者を苦しめることになっている。タイでは特許法と薬事法を含む法律の改正が計画されている。特許法第7条では元々の医薬品に新しい化学物資やわずかな改良を申告することで特許の存続期間の延長ができるようになる(弊所注:特

許法改正案が存在するのは、確認していますが、第7条に存続期間延長の規定はありませんので、記事筆者の誤解と思われる。元々の特許権者は特許権を侵害しているとの理由でジェネリック医薬品の製造者などタイ国内の競合相手を訴え、裁判所にその製品の製造を禁止するよう求めることができる。National Health Commission のメンバーである Jiraporn Limpananont 氏は、商務省は特許付与前の異議申立制度を取り止め、付与後の異議申立とすることを提案しているが、これは不適切であると話している。

(2010年6月26日、バンコクポスト)

～タイには地域のバイオプラスチックハブとなる潜在能力があると専門家が発言～

National Innovation Agency の Supachai Lorlowhakarn ダイレクターはタイには原材料と産業の両方の面で有利であることから、地域のバイオプラスチックハブとなる潜在能力があると考えている。タイではバイオプラスチックの原料となるタピオカ粉に加工されるキャッサバを 2,100 万トン製造しており、プラスチック加工を行うダウンストリーム石油化学工場が 3,000 箇所ある他、砂糖・キャッサバ工場が 300～400 箇所ある。タイ政府は 2008 年に 18 億バーツの予算でバイオプラスチック 5 カ年計画を承認した。この計画は 2012 年に終了するが、2014 年から始まる新計画が準備されている。

(2010年6月29日、バンコクポスト)

～タイの Siam Safety Premier 社が消火ボール販売について中東の複合企業 Ster Group と契約～

消火ボールを製造しているタイの Siam Safety Premier 社はこの製品の 16 カ国での販売について中東の複合企業 Ster Group と契約を交わした。世界での売上は 1 年以内に 10 億バーツに達すると見込まれる。昨日行われた契約への署名セレモニーでは Alongkorn Ponlaboot 商務副大臣が議長を務めた。

(2010年6月30日、タイネーション)

～タイのムエタイが文化遺産として登録予定～

文化省の傘下にあるタイ National Cultural Commission がタイボクシング「ムエタイ」をタイ固有の知識を包含する文化遺産として登録する計画である。委員会では 7 月 30 日にムエタイとその他 20 のアイテムの文化遺産としての登録を発表するセレモニーを主催する予定である。

(2010年6月30日、タイネーション)

～タイ知的財産侵害抑制チームが侵害品 2,000 万パーツ相当を押収～

知的財産侵害抑制チームはパホンヨーティン地区の倉庫で侵害品 2,000 万パーツ相当を押収した。侵害品は婦人用バッグ、時計、ズボン、化粧品など商標偽造品と脱税品が多数あり、合計 25,000 点以上 2,000 万パーツ相当であった。侵害品はチャトゥチャック市場他、バンコク都内の主要ショッピング地域で販売される予定となっていた。この捜索で管理者の 43 歳の男が逮捕され、侵害品が証拠として押収された。

(2010年7月6日、National News Bureau of Thailand)

～タイ著作権法改正法の早期発布が民間企業に求められる～

知的財産侵害防止抑制委員会の Chatree Chinwuth 委員長は、場所を借りている者がその場所で知的財産侵害商品を販売した場合に、貸主、建物の所有者、ショッピングセンターの所有者が処罰されるとする 1994 年著作権法の改正を進めるよう知的財産局と政府に働きかけることに、40 社近くの民間企業が合意したと発表した。現在この法案は知的財産局及び商務省の審理を既に通過しており、法律発布のため政府は早急に法案を議会に提出することが求められる。

(2010 年 7 月 7 日、タイ語紙プージャッガー)

～タイが商標法を改正し音と香りを保護対象に加える予定～

タイ知的財産局は商標法改正法案を提出する予定で、改正法案では、人により作られかつ独自の品質を持つ製品の音と香りが保護対象となる予定である。例えば、テレビ番組の音や草の独特の香りのするテニスボールなどが保護を認められることになる。この他、知的財産局は基本的な特許の登録までの期間を 1 年から 6 ヶ月に短縮し(弊所注:筆者の事実誤認と思われる)、商標、特許及び著作権の公告期間を 90 日から 60 日に短縮する計画である(弊所注:筆者の事実誤認と思われる)。更に商務省は、商標権者数社からの訴えを受け、タイで販売されているコピーフードブランドに関する申立の調査チームを結成した。偽造商品の中にはナンバー、グルタミン酸ナトリウム、調味料、麺、化粧品及びサプリメント食品などがある。商務省は先週知的財産権侵害の容疑で 48 名が逮捕され、違法商品 67,000 点が押収されたと発表した。

(2010 年 7 月 10 日、タイネーション)

～タイの大学生チームがテクノロジーワールドカップで優勝～

7 月 3 日から 8 日までワルシャワで開催されたテクノロジーワールドカップ Imagine Cup のソフトウェアデザイン部門において、タイのカセサート大学の学生グループが優勝した。今年の大会には 113 カ国から高校、カレッジ、大学の学生 32 万 5,000 名が参加していた。タイチーム「Skeek」には賞金として 25,000US \$ の小切手が贈られた。このチームのプロジェクト「eyeFeel」は、音声・顔認識システムや文字と手話間の翻訳など複数の技術をサポートする手話翻訳の性能が評価され受賞に至った。(2010 年 7 月 10 日、タイネーション)

～タイの病院では患者に市価よりも高い値段で薬を提供～

Thailand Development Research Institute (TDRI) の調査により、タイの病院は実際のコストよりも高い値段で薬を販売していることが明らかになった。調査によればパラセタモールのタブレットはドラッグストアでは 1 パーツで手に入るが、病院の入院患者や外来患者は通常少なくとも一錠 10 パーツとそれぞれ 3 パーツを払わなければならない。患者は与えられる薬を拒否することができないため高い金額を支払わなければならないが、外来患者の場合多くが訪れた病院で薬を購入しているが、値段が高すぎた場合には薬を受け取らないという選択肢も残されているため、病院は入院患者に比べて外来患者に安く薬を提供する傾向にあると調査では指摘している。調査では不公正な金額設定を避け、効果的な薬の処方奨励のために政府は官民の病院に薬の値段の監視制度を導入し、国の医療費の 3 分の 2 を民間の医療機関に特に注意を払う必要があると提言している。調査ではまた、政府に対し特許医薬品の値段がさほど高くないことを保証する行動を取ることを検討するよう提案している。(2010 年 7 月 16 日、タイネーション)

～タイのテレビ局が米国の裁判所で番組を違法にコピー・販売・再放送をした会社に勝訴～

チャンネル 7 として知られるタイのテレビ局 Bangkok Broadcasting & TV (BBTV) が、同社の番組を違法かつ故意に複製し、連邦政府に商標登録した同社のロゴを付して販売及び再放送をしたとして IPTV Corporation (Thai TV.tv)、BKT Group 及びその経営者を訴えていた裁判で、カリフォルニア連邦地裁は 7 月 8 日、被告に 830 万 US\$ の損害賠償金の支払いを命じ、直接的間接的に関わらず今後 BBTV の権利を侵害する可能性のあるあらゆる行為の開始を永続的に禁止する判決を下した。(2010 年 7 月 17 日、タイネーション)